

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	地域の実情に応じて保育の向上に取り組む事業者を支援することで、区の保育サービスの質を向上することができる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想及び『文の京』ハートフルプランにおける子育て支援の充実に資するものであり、区の政策に合致している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	民間の事業者の財政的負担を減らし、保育の質を確保するために、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	実施しなかった場合、区の保育サービスの低下につながる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区内の全ての認証保育所、家庭的保育事業(都制度)、定期利用保育事業を対象としており、公平に確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	認証保育所、家庭的保育事業(都制度)、定期利用保育事業が交付先となり、事業者からの申請によって適正に決定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	保育サービスの向上に対して民間事業者のインセンティブを高めるには、補助金の交付が最も効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助対象となる取組みが多岐に渡っており、保育サービスの向上が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	地域の実情に応じた保育の向上に係る取組を支援しており、区の保育サービスの質が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	区民に対して質の高い保育サービスを提供することにつながっている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	都補助要綱及び区補助要綱に基づき、適正な執行を行っている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	地域の実情に応じて保育の向上に取り組む事業者を支援することで、区の保育サービスの質を向上することができる。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書や財務情報の提出を求めており、適正に行われていることが確認できる。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	3	3
決算(予算)額	-	-	3,918	5,661
国庫支出金			0	0
都支出金			4,006	5,661
その他			0	0
一般財源			-88	0
27年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	平成27年度の都支出金は次年度で清算により一部還付する。 ぼけっとランド本郷、モニカ茗荷谷、グローバルキッズ春日園。			

5 課題及び今後の方向性

現在は東京都10/10負担の補助事業だが、今後区市町村主導になる可能性があるため、その場合には補助額等について検討する必要があると考える。